

## < 随 想 >

# 北 京 事 情

— 中国の政治と法 —

青 柳 幸 一

### — 成田から北京へ

「在中国日本学研究センター」(中国名:北京外国語学院日本学研究中心)の客員教授として9月から約5カ月間中国へ行かないか、というお話が昨年6月初めにあった。中学の時パウル・バックの『大地』を読み、初めて中国に触れた。面積973万6256km<sup>2</sup>、そして11億398万3千人(1988年7月1日現在)という世界一の人口をもつ国、中国。その首都、北京、1420年明の首都として北京という名称が正式に使われ、引き続き清の首都(1644~1911年)であり、そして1949年中華人民共和国の首都となった北京。歴史を遡れば、50万年前の北京原人、戦国7雄の1つ燕(紀元前11世紀~前222年)の国の首都「蘇城」、916~1125年の遼(916~1125年)の国の首京「南京」、金(1115~1234年)の国の首都「中都」、そして元(1271~1368年)の国の首都「大都」。規模等に違いはあるが、みな、今の北京である。面積973万6256km<sup>2</sup>、人口約1,100万、10区・9県からなる(中国では、市の方が県よりも上位の行政区画である)。北京は、上海、天津とともに省と同格の特別市である。

食べ物の好き嫌いがはげしいし、本場の油こい中国料理が口にあうか心配であったが、折角の機会でもあり中国行きを希望した。年度の途中であったにもかかわらず、教授会は私の中国行きを承認して下さった。

9月4日に、既に「在中国日本学研究センター」3期生の開学式が行なわれていた。私は、開学式にも、授業開始日にも間に合わなかった。1987年度の授業に関する責務を果たすため(経済学部の「憲法」の授業と非常勤で行っている他大学の「法学」の授業はできず、八千代国際大学の坂本茂樹先生ならびに本学

部の久留島隆先生に御迷惑をおかけすることとなってしまった。お二人の先生に改めて御礼申し上げる。)、夏休みの初めの時期に前期授業の補講を、終りの時期に後期授業の集中講義を行ない、そして試験をし、成績をつけてから出発しなければならなかった。この学期に派遣される講師団のなかでは最も遅れて、名古屋大学の奥野信宏教授(経済学)とともに、9月18日JAL 81便で午前10時に成田を飛び立つ。機上から富士山、楊子江、黄河などを眼下に見ながら、午後2時、薄曇りの北京空港に無事着陸。成田からの約4時間間のフライトは順調であった。北京空港は広大な飛行場であるうえに飛行機の数が少ないので、首都空港とは思えないのんびりした感じが第一印象であった。そして、滑走路を自転車走っていたのには、ビックリ。さすが自転車の国というか、のどかというか。

通関手続を受けるまでに大汗をかいた。ガイドブックに「荷物が出てくる前にキャリジをさがしておく」と書いてあったので、私がターンテーブルで荷物が出てくるのを待ち、妻はキャリジを探すということで役割分担をした。使っている人も、僅かではあるがいる。あることはあるわけである。しかし、見つからない。キャリジはあきらめ、スーツケース2つにダンボール箱8つ、総重量で100kgを超す荷物をひっぱたり、持ち運んだりして赤ゲート(50元〔1987年9月18日のレートでは、1元=約39円。滞在中も円高が進み、帰国時には1元=約35円となった。〕以上の電気製品や書籍等をもっている場合のゲート)で通関の順番を待つ。少し動いては止まり、少し動いては止まり。疲れた。私の3番前の中国人男性が通関手続でひっかかり、別室へ連れていかれた。私の前に並んでいた西欧人も、電気製品を持ちこもうとして、若干時間がかかった。いよいよ私達の番である。荷物が多いため、

いちいちチェックされて時間がかかるだろうと覚悟を決めていたら、受入先が国家教育委員会（日本の文部省にあたる。）であったのがよかったのか、簡単に通関終了。ホッとする。外に出ると、キャリジが沢山並んでいる。係員と思われる制服をきた人もいる。使われたキャリジを元へ戻すというシステムがないのであろうか。また、ドッと汗が出た。在中国日本学研究所センター副主任の陳海良氏らが出迎えに来て下さった。

空港から、これから4カ月半宿泊する友誼賓館まで大学のバス（日本製であった）で舗装された、道幅の広い道路をドライブ。車の通行量は少ない。やはり中国は、自転車の国なのであろうか。（後に分ったことであるが、北京の北東郊外にある空港から西郊にある友誼賓館までの道路は、首都機場路—北三環路という郊外道路であり、それゆえ北京市内中心部の道路に比べると交通量が少なかったのであった。）首都機場路は、柳の並木である。しかし、その柳が、銀座の柳とは違う。楚々としたものではなく、大木なのである。風情はないが、スケールの大きさを実感した。空港から約40分程で友誼賓館に到着。友誼賓館は、ホテル部分と長期滞在者用の建物からなる北京一広い敷地を誇るホテルである。私は、長期滞在者用の棟へ。私の部屋のある棟の傍に、プールと2面のテニス・コートがある。テニス・ラケットを持参して正解であった、と喜ぶ。部屋番号は、9333。1部屋が10畳以上の広さをもつ2K。後に知見した中国の人々の平均住宅事情（建築が盛んな高層アパートで、1人当りの平均住宅面積は、北京で6.58m<sup>2</sup>）からすれば広いし、お風呂はついていて、確かに別天地ではある。しかし、部屋に入って愕然とした。台所の粗末さ以上に、部屋の暗さに減入ってしまった。部屋は真北を向き、天井が高い（かつてはロシア人用の宿舎であったそうで、それゆえ北京の一般の家と異なり天井が高い）にもかかわらず、電気は60Wのかさかぶったのが1つだけ。持参したソーラ電池式電卓が機能しないのである。これから135日ここにずっと居たらネクラになってしまうと思われる程、暗いのである。

北京での最初の食事となった夕食は、日本の先生方が日常的に利用するレストランということで、友誼賓館の東南食堂という専家用レストラン（専任優待証を見せると、料金が半額になる。）へ案内された。好きなものをどうぞということだったので、牛肉の料理を頼んだ。不味かった。サービス（中国では、ウェイトレス

もバスの車掌もサービスと呼ぶ。）のサービスの悪さを忘れてしまう程、不味かった。肉が全く良くない。気分は、ブルーである（中国で牛肉を選択したのが、間違いであった。崇文門飯店にある、あのマキシムの牛肉も、中国産のものではなかったが、美味しくなかった。その後、やむをえない場合だけしかこのレストランへは行かなかった。従って、レストランのサービスに顔を覚えてもらえなかったの、良いサービスは受けられなかったわけである。）。夕食後、義妹の友人が御主人の在中国勤務に伴って来ており、友誼賓館に滞在しているということで、訪問した。やはり、長期滞在者用の別棟であったが、建物自体違う。窓枠が、隙間だらけの木枠ではなく、サッシである。さらに、部屋は会社が多額の費用をかけて改造したということで、東京の高級マンションと見間違えるほど、きれいで、明るい。暗い部屋に帰った私は、ますます落ち込み、心底横浜に帰りたいと思った。これからあと134日間、どうなるのであろうか。前途多難を思わせる北京の第1夜であった。

#### ——在中国日本学研究所センター——

ここで、私が出講することとなった在中国日本学研究所センター（以下、センターと略称）について簡単に紹介しよう。

センターは、中国政府（国家教育委員会）の要請により日本政府（外務省・国際交流基金）が協力実施しているもので、日本語・日本研究や日本との交流に携わる人材の養成を目的とした対中国第2次特別事業として設置されたものである。

日中の国交が回復されたのは、周知のように、1972年9月29日である。1979年12月5日、当時の大平正芳総理大臣と華国鋒首相との間で日中文化交流協定が締結された。対中国特別事業は、この文化交流協定に基づいて始められた事業である。1980年9月から1985年7月までの5カ年間にわたり、第1次特別事業が実施された。それは、中国内の大学等で日本語教育に携わる現職教員の再訓練を目的として北京語言学院内に開設された「日本語研修センター」で、毎年120名の現職日本語教員を日本から派遣された日本語教育専門家が集中指導した。この「日本語研修センター」は、大平氏の名をとって、通称「大平学校」と呼ばれている。

中国政府は、第1次事業の成果を踏まえ現職日本語

教員の研修を継続するとともに、第1次事業をさらに発展させ、語学研修ばかりでなく、今後の日中関係に必要な日本について多面的理解を備えた日本語・日本学専門家を育成する計画を樹て、日本政府に協力を要請した。こうして、第2次特別事業は、1985年9月から、センターを北京外国語学院内に開設し、実施された。センターは、現職日本語教員の再訓練を目的とする期間1年間の「日本語研修コース」と、日本語・日本学専門家育成を目的とする期間2年間の「大学院日本学専修修士課程」（以下、大学院と略称）とからなる。大学院は、「言語・文学コース」と「社会・文化コース」の2コースからなり、定員は各々毎年15名である。私は、「社会・文化コース」のカリキュラムのうち「現代日本法制」を担当し、約4カ月半日本国憲法を中心に講義した。授業は日本語で行なう。学生は、大学4年間で日本語の勉強をしてきているので、外国人の日本語としては会話も良くできる。日本の歌もよく知っているし、上手である。

授業は週1回、1コマ50分を2コマ。後は週1回のゼミ、そして月1回の会議、公開講座での講演が1度。これ以外は、基本的に自由時間であった。この豊富な自由時間をフルに使って、「人民のなかに、人民とともに」の精神で（尤も、この精神の実行は不徹底であったと反省している。自分は文化人類学研究者にはなれない、と痛感した。）、ガイド・ブックに載っている名所・旧跡は全て自分の目で見ようと思ったし、載っていない場所へも行った。北京の中心区域の道路を頭の中で描ける位歩きまわった。

この雑文は、135日の北京滞在中の（北京市以外へ旅行した日数を含んでいる。清のサマー・パレスがあった承德、雲崗石窟がある大同、そして西安へ旅行した。）見聞録である。勿論、私の見聞は限られたものでしかない。中国の人々の全体像を論じるものでも、日本人との比較における中国人論を展開しようとするものでもない。法と政治を中心に、限られた範囲ではあるが自分が見聞したことを率直に記述するものに過ぎない。

### ——中国の政治・経済：中国共産党第13回全国代表大会

中国の政治も、ペレストロイカ（改革）とグラスノスチ（公開性）が進んでいる。1987年10月25日から1<sup>1</sup>

月1日まで北京の人民大公会堂で開催された中国共産党第13回全国代表大会（13全大会）は、一層のペレストロイカの遂行と、そしてグラスノスチの第1歩を示すものであった。13全大会は、1987年1月16日の胡耀邦総書記の辞任・趙紫陽首相の総書記代行兼任という政治劇の1つの結幕を示すものであり、中国の1980年代末から90年代の政治動向を占う意味で大変興味深い大会であった。5年に1度しか開催されない党全国代表大会を間近で見聞できたことは、憲法研究者として、中国憲法の専門家ではないが、幸運であった。

グラスノスチの点で、13全大会は、66年の中国共産党の歴史が始まって以来の初ものづくしであった。その代表例が、外国記者への党大会の公開（開会式、趙紫陽総書記代行の活動報告、閉会式）、プレスセンターの設置、大会のテレビ・ラジオによる生中継である。11月2日に催された党大会を取材した内外記者団の招待パーティーでの、総書記に選出された趙紫陽氏と記者団との、予めのシナリオのない一問一答は大変興味深かった（この内容は、北京週報45号12頁以下に掲載されている）。テレビを通じて見聞した趙氏は、頭が切れて、かつユーモアを解する人物であった。

ペレストロイカは、人事面と理論面にそれぞれ見出すことができる。

人事面では、鄧小平・趙紫陽体制の確立と党指導部の若返りである。鄧氏が自ら政治局ばかりでなく、中央委員も退くことによって（但し、中央軍事委員会主席として軍を押え、趙紫陽体制を支援する体制は整えている）、多数の古参革命家を中央委員会から外すことに成功した。この結果、革命第3世代を中心とする新人61名（定数の35%）が中央委員となった。13期中央委員会メンバー（中央委員175名・中央委員候補110名から成る）285人の平均年齢は55.2歳で、前期中央委員会メンバーの平均年齢よりも3.9歳若返った。また、高学歴化が進んだことも特徴として挙げうる。13期中央委員会メンバーのうち大学卒が209人で、全体の73.3%を占め、前期比で17.9%増加している。（北京週報45号8頁参照）。ここにも、知識人が「臭老九」（臭い階級の意）とされ迫害された文化大革命期との違いを見出すことができよう。

人事面で、テレビを見ていて驚いたことが1つあった。それは、1月に失脚した胡耀邦氏の存在である。中国共産党では、いったん降格した指導者が返り咲く例は少ない。1976年の反文革闘争の時の主役の一人で

あった華国鋒主席(当時)が、良い例である。華氏は、周知のように、「四人組」を逮捕して1976年10月に党主席に就任したが、1980年8月には首相の地位を趙紫陽氏に譲り、1981年6月には党主席を辞任し、副主席となり、そして1981年の12全大会では副主席も辞任し、ヒラの中央委員の地位のみとなった。華氏は13期中央委員には再選されたが、その姿がテレビに映し出されることはなかった。胡氏は、中央政治局を解任された後も党政治局常務委員の肩書は保持していたが、重要な活動は行なっていなかった。従って、その去就が、最高首脳陣にとどまることは困難ではないかというニュアンスで、注目されていた。その意味では大方の予想を裏切って、胡氏は、中央政治局委員として名をとどめた。そして、その姿が何度もテレビに映し出された。鄧穎超・政商協議会主席(当時)をエスコートする形で開会式に入場する胡氏。人民大会堂の中央ヒナ壇に並んだ34人の常任議長団席に、開会式では趙紫陽氏から1人おいて座り、閉会式では趙紫陽氏の横に並んで座る胡氏。趙紫陽氏に続いて投票する胡氏。これらは、人民の間での、とりわけ知識人の中での胡耀邦氏の人気の高さを示しているように思われた。

13全大会の理論面でのペレストロイカは、経済・政治体制改革の理論的根拠としての「社会主義の初級段階」論である。それは、従来のマルクス主義の教条主義的主張と異なり、中国の基本的国情に対する正しい認識に基づいた理論である。「初級段階」という言葉は、1981年6月の第11期中央委員会第3回総会(11期3中全会)が、採択した「建国以来の若干の歴史的問題に関する決議」の中に初めて出てくる。さらに、1982年9月の12全大会における胡耀邦氏による活動報告と1986年9月の12期6中全会が採択した「社会主義精神文明建設の指導方針に関する決議」の中にも出てくる。しかし、「初級段階」論の内容が明確に述べられたのは、今回が初めてのことである。

趙紫陽報告(蘇文敏編集『十三回党大会と中国の改革』北京週報社発行;北京週報45号別冊付録・文献(3)参照)によれば、中国の社会生産力の水準は今でも低く、中等発達国の水準に達するには21世紀中葉までかかり、この中等発達国の水準に達するまでの全過程が「初級段階」である。1987年の中国のGNPは、前年度より9%上昇して1兆8千億圓(人民日報1987年1月29日。当時のレートで計算すると、約36兆7千億圓)。これを上昇させるためには生産力の向上が絶対

条件であり、そのためには対内的には経済活性化政策、対外的には経済開放政策がとられなければならない。「初級段階」論は、改革・開放政策の正当性と必要性を積極的に根拠づける理論といえる。「初級段階」論に基づく改革・開放政策とは、端的にいえば、国家が舵を取って資本主義を導入することのように思える。

日本から来られた年配の先生方は、現在の中国は日本の昭和20年代後半から30年代はじめの頃に似ていると言われる。1987年は、文革という10年に及ぶ内乱が終って11年、改革政策を採用した1978年憲法の制定から9年。従って、わが国の戦後に重ねてみれば、正に先生方の印象は正確といえる。中国の生活環境をめぐる変化は、ここ2~3年とりわけ急であるようである。3年前にも中国へ来た先生によると、その頃はほとんどが布製の靴を履いていたそうである。今は、革靴やスニーカーを履いている人が多い。ナイキのシューズを履いている若者もいる。物も豊富になってきている。品物の差別化もでてきて、お金を出せば良いものが手に入るようになってきている。改革・開放政策の結果、確かに生活水準は向上しつつあるといえる。しかし、矛盾も生じている。第1に、収入較差である。労働者の平均賃金は、月100元(1988年6月1日現在のレートで約3,400円)。従って、夫婦共働きで年間2400元。他方で、「万元戸」(一家の収入が、年間で1万元以上になること)が存在する。それは、改革・開放政策の下で、個人経営が認められ、あるいは農産物を自由市場(国営市場は安い品質が良くない。売り子も、至って不熱心である。但し、だまされる心配はほとんど無い。それに対し、自由市場は活気がある。通ると、売り子から声がかかる。品質は良いが高い。値段・量でだまされる。とりわけ、おとなしい日本人はカモにされる。)で売ることが認められた結果である。改革の恩恵に浴した人々と改革の恩恵から取り残された人々。人々の間に不公平感が出てきている。これが、「何事もカネ次第」という拝金主義がはびこるようになった大きな原因の1つではなからうか。北京飯店や、建国門自由市場の近辺では、白昼堂々と外国人専用の紙幣である外貨脱換券(ワイホエと呼ぶ。)と人民幣[レンミンピー]との交換を求めて、若者が摩寄ってくる。ワイホエとレンミンピーは、公式には等価であり、交換は禁じられている。しかし、ブラック・マーケットでは、ワイホエが1.5倍のレート(当時)で

レンミンピーに交換されるそうである。同じ10元でも、ワイホエなら15元の価値があるわけである。従って、タクシーに乗ると、ワイホエで支払うことが要求される。自由市場でもどこでも、ワイホエを出すと素早く自分のポケットにしまう。多くの外国人、とりわけ円高の恩恵に浴している日本人が、1カ月の給与と同じ金額である100元のワイホエを(レンミンピーの最高額は50元である。)をバンバン使って買物をする。このような状況を眼の当りにしていたら、やはり、人の気持がどこか狂ってしまい「唯金論」になってしまうのは、ある意味では自然なこととはいえないか。社会主義の国において、「豊かな人と貧しい人」の存在をどのように是正するのか、注目される。「一部の地方を豊かにすること」(鄧小平・現代中国の基本問題 83頁)や「農村でも都市でも、一部の人が先に豊かになるのは認めなければならない」(同、27頁)としても、取り残された地方や取り残された人々はいつ豊かになるのか。社会主義とは何か、が問われる問題である。

改革・開放政策によって生じている第2の問題は、市場経済の一部導入による物価の上昇である。その結果、実質賃金はほとんど伸びておらず、生活が圧迫され始めている。改革・開放政策が成功するか否かの大きな鍵は、ここにありそうである。

——中国の法：憲法改正，人民の法意識

13全大会で決定された改革・開放政策の一層の展開のために、その制度的裏づけが求められる。1982年憲法は「現代化推進」憲法であるが、私営経済と土地譲渡に関する改正が必要となった。私が帰国後である

が、第7回全国人民代表大会(全人代)は、1988年4月12日憲法修正案を採択した(下に掲げた人民日報1988年4月13日参照)。

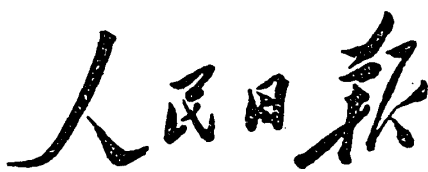
改正案は、次の2カ条からなる。

第1条：憲法第11条に規定を付け加える。

「国家は、法律の定める範囲内において私営経済の存在と発展を許す。私営経済は、社会主義公有制経済を補充するものである。国家は、私営経済の合法的権利と利益を保護し、私営経済に対し指導し、監督し、管理を行なう。」

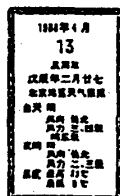
第2条：憲法第10条第4項の「いかなる組織または個人であれ、土地を不法占有し、売買し、もしくは賃貸し、またはその他の形式でこれを不法に譲渡してはならない。」を「いかなる組織または個人であれ、土地を不法占有し、売買し、またはその他の形式でこれを不法に譲渡してはならない。土地の使用権は法律の規定によって譲渡できる。」と改める。

中国の長い歴史において、「法は端的に皇帝の専制支配の道具手段にほかならないこと、実に明白であった」(福島正夫・中国の法と政治 8頁)。中国における法治主義は、rule of lawではなく、徹底したrule by lawであった。しかも、そのlawは、理性の所産ではなく、権力者の恣意の所産であったので、「人による政治」、人治主義であった。人民共和国の樹立後も、法律に対する政策の優位がその基本である。つまり、「法律は政策が実践による検証を経て、国家権力機関により条文化された人民の行動の規則であり、未だ法律化されない政策はあるが、政策に基づかない法律はないのである」(針生誠吉・中国の国家と法[第二版])



RENMIN RIBAO

(代字1-1)



人民日報社出版

中华人民共和国宪法修正案

1988年4月12日第七届全国人民代表大会第一次会议通过

中华人民共和国  
全国人民代表大会公告  
第八号

中华人民共和国主席齐世安向中华人民共和国第七届全国人民代表大会第一次会议于1988年4月12日通过、授予公布施行、中华人民共和国第七届全国人民代表大会第一次会议主席齐世安

第一条 宪法第十一条增加规定：“国家允许私营经济在法律规定的范围内存在和发展。私营经济是社会主义公有制经济的补充。国家保护私营经济的合法的权利和利益，对私营经济实行引导、监督和管理。”  
第二条 宪法第十条第三款“任何组织或者个人不得侵占、买卖、出租或者以其他形式非法转让土地。”修改为：“任何组织或者个人不得侵占、买卖或者以其他形式非法转让土地。土地的使用权可以依照法律的规定转让。”

七届人大一次会议举行第八次大会  
产生国务院成员 通过宪法修正案

姚依林、田纪云、吴学谦任副总理 李铁映、秦基伟、王丙乾、宋健、王芳、邹家华、李贵鲜、陈希同、陈俊生任国务委员

秘书长和四十一个部、委、行、署的部长、主任、厅长、审计长也获表决通过

新华社北京4月12日电：第一届全国人民代表大会今天上午，国务院、各部、委、行、署的部长、主任、厅长、审计长也获表决通过。

今天的会议有两项议程，决定国务院组成人员，通过宪法修正案。

“本报北京4月12日讯 记者张金全报道：第七届全国人民代表大会第一次会议今天在京举行。会议审议通过了第七届全国人民代表大会第一次会议主席齐世安向第七届全国人民代表大会第一次会议主席齐世安授予公布施行、中华人民共和国第七届全国人民代表大会第一次会议主席齐世安

今天的会议由全国人大常委会委员长齐世安主持。全国人大常委会委员长齐世安主持了第七届全国人民代表大会第一次会议主席齐世安

今天的会议由全国人大常委会委员长齐世安主持。全国人大常委会委员长齐世安主持了第七届全国人民代表大会第一次会议主席齐世安

今天的会议由全国人大常委会委员长齐世安主持。全国人大常委会委员长齐世安主持了第七届全国人民代表大会第一次会议主席齐世安

七届政协常委会十三次全体会议期间

43頁)。法律の制定数の変遷を見てみると、新しい政策の樹立や政策の変更のときに、法律の制定数も増えている。1949年9月29日には、中華人民共和国最初の憲法といえる「中国人民政治協商会議共同綱領」が制定され、1950年には190の法令が制定された。1954年9月20日に、新民主主義から社会主義への「過渡期」憲法が公布された。1955年には182、1956年には177、1957年には195の法令が制定されている。1958年から1966年の約9年間は、法制思想が軽視され、法令の制定が減っている。1966年から1976年の文革期には、法令の制定は減ったし、また「有法不依」(法があっても、依拠しない)思想によって遵法精神が損なわれた。文革の10年間で制定された法令は、僅か30しかない。1975年には、プロレタリア独裁の革命思想を先鋭的に定めた「文革」憲法が制定されている。文革の終結とともに、1978年に改革改案を謳った「政策転換期」憲法が制定されている。ここでは、「有法必依、執法必嚴、違法必究」(「法があれば必ず依拠すべし、法の執行は必ず厳しく、違法は必ず追求する」)が打ち出された(監全普編・三十年来我国法規沿革概況1~12頁参照)。1982年には「現代化推進」憲法が制定され、さらに一層の改革・開放政策推進のために、上記のように今年一部改正が行なわれたわけである。法制度の整備が行なわれつつあり、様々な法令が制定されている。1982年憲法によれば、全国人民代表大会およびその常務委員会が立法権を有している(第58条)、全人代は、憲法を改正し、そして「刑事、民事および国家機構その他に関する基本的法律を制定し、およびこれを改正する」権限を有する(第62条(一)、(三))。常務委員会は、「全国人民代表大会が制定すべき法律以外の法律を制定し、およびこれを改正する」(第67条(二))、そしてその法律の基本原則に接触することはできないが「全国人民代表大会閉会中の期間において、全国人民代表大会の制定した法律に部分的な補充を加え、およびこれを改正する」(第67条(三))権限を有する。〔訳文は、宮沢俊義編・世界憲法集(第四版)「中華人民共和国憲法」(浅井敦訳)によった。〕原則として2カ月に1回会議を開く(全国人民代表大会組織法第29条)常務委員会に立法権を付与することによって、実勢から遅れずに立法ができる体制が整えられたといえよう。

人民の法意識はどうであろうか。中国の憲法の先生が、法律は自分達の権利を保護してくれるものだと考えられるようにならなければいけない、と強調していた。

人々は、法律を自分達を拘束するものと感じている。それは、前述した中国における法の性質に起因する。法は、「人民にとって単に恐怖の対象」(福島、前掲書8頁)に過ぎず、「人民はそれから回避することを望んだ。かようなところに、本来の順法精神がわいてくるわけがない」(同、9頁)のである。それが原因か、人々の法律に対する態度はしたたかである。極端な言い方をすれば、罰金が課されると守るが、そうでなければ守らない。人民の権利を保護する法律が多く制定されれば、人々の法意識も自然と変化するであろう。

法律とまでいなくても、社会生活を送る上で必要と思われるルールも守られていなかった。例えば、バスや地下鉄への乗車、地下鉄や公園の切符売場。きちんと列を作って待っていない。並んでいる人がいても、座席を確保するために我先にと乗車口に殺到する。お年寄りがいっても関係ない。怖くて、乗れないほどであった。小さな切符売場の窓口に、何本もの腕が出される。ここでも、並ばない。この光景には本当に驚いた。中国は礼節の国ではなかったのか。文革以前は、こんなことはなかったと聞いた。バスの中で老人に席を譲る人を見たとき、ホッとした。帰国間近になってテレビで、バスの整列乗車を呼びかける宣伝広報が始まった。

#### ——北京の道路交通事情

私が北京に滞在していた1978年9月の北京市の交通事故は、件数772件・死者68名であった。10月は、件数708件・死者41名(事故の件数等がバス停の掲示板に掲示される。それを書きとった数値である)。北京市の面積は、わが国の四国4県の面積とほぼ等しい。そこで、四国4県の交通事故件数と比較してみる。同時期四国4県では、それぞれ、2,046件・33名：2,432件・50名であった。日本で一番交通事故による死者が多い神奈川県の場合、1987年9月・10月は、それぞれ2,788件・33名：3,020件・34名であった。数字の上では、事故件数は四国4県や神奈川県の方が多いが、死者の数は北京市の方が多し。さらに自動車の台数(北京市160,114台；四国4県1,579,220台；神奈川県2,680,371台)を考慮すると、北京市における交通事故による死者の数は非常に多いと言えるのではなかろうか(資料は、中国統計出版社・北京市社会経済統計年鑑1986年、日本自動車工業会・自動車統計月報1988

年3月, 同4月). その原因は, 北京市の交通事情にあると思われる。

北京で最も驚いたことの1つは, 交通事情である。確かに自転車は, 多い。しかし, 日本のテレビや書物でみていた道路一面に広がった自転車の洪水ともいえる光景は, 4カ月半の間見ることはできなかった。最早そういう光景はなくなったという人もいれば, 朝早く出勤時間帯に西単(東京でいえば浅草にあたる庶民の町)へ行けば見ることができるという人もいた。例え見ることができるとしても, 現在, 北京が, 自転車の街から自転車と自動車の街へと変化していることは間違いあるまい。自動車台数も増加し, 1987年末で, 北京の車の数は約38万台。車種に驚く。ベンツ, ボルボ, シトロエン, BMW, アウディといった高級車が数多く走っている。日本より遙かに安く買えるとしても, 平均月収100円で買えるはずはないのにと, 最初不思議であった。謎は, すぐ解けた。個人のものでなく, 役所や企業所有なのである。個人所得が上がり, 自家用車が買えるようになったら, 北京も自動車の街になるであろう。

自動車の増加に伴い, 北京市第7回人民代表大会常務委員会は, 1981年11月7日に北京市道路交通管理暫定規則を採択した。この規則は11月10日に公布され, 翌1982年3月1日より施行された。それまでは交通法規がなく, 車は道路の好きな側を走っていたし, 夜間でも照明灯をつけずに走っていた(これを西安で体験したが, 怖かった。)そうである。クラクションを鳴らさばなしで走るといった状態だったそうで, 大変騒がしかったそうである。しかし, この規則の施行日から, クラクションの音はピタリと止んだそうである。違反者には, 罰金が課せられるからである。

日本出発前に, 何冊かのガイドブックを購入し, 予備学習をしていた。人民中国雑誌社『中国の旅 イラストガイド』(1985年5月発行)に, 歩行者のななめ横断はご法度であり, 罰金5角(10角で1元)と書かれていた。と同時にそこには, 「まだ完全に励行はされていません」とも書かれていた。現実には, 「まだ完全に励行はされていません」という表現どころではなかった。多くの歩行者が「歩行者信号機が赤ランプ点灯時, 歩行者は道路を横断してはならない」(第6条(二))という規定を守っていない。歩行者は, 横断歩道以外でも, また信号が赤の場合でも, 車の間をぬうように横断する。道路を渡りきれぬの見切って渡るの

ではない。1レーンでも見切れれば進むのである(これは, 道幅の広さに関係することとも言えるようが)。つまり, 道路の1車両幅毎に人が立っているという状況である。車の助手席に乗ると, 人や自転車が飛び出してきて怖い。北京では, 運転できないと心底感じた。危険回避のためにクラクションを鳴らした方がいいのと思われる場合でも, 罰金をとられるので鳴らさず, 車の方が止まる。車はそれ程スピードをだしていない。ある意味では, 歩行者優先である。信号を無視した自転車を叱っている交通警察の姿は見たが, 歩行者を注意している場面は見なかった。人々の意識の中には, 道路は歩行者と自転車のもので, 自動車は余計者という思いがあるようである。しかし, 自動車は余計者という意識に基づいた行動類型と自動車の増加という現実とのギャップが, 人と自動車・自転車と自動車の交通事故をもたらし, そのような事故であるがゆえに, 事故件数に比べると死者が多いという結果を惹起しているように思われる。

北京で交通事故が相対的に多い原因は, 上述のように, 意識と現実のずれ, そして交通法規の不遵守にあるように思われる。しかし, 他方で, 交通法規自体にも問題がある。中国では, 車は右側通行である。横断歩道の信号が青になったので渡ろうとすると, 赤信号である方向の車が右折して来る。危なく車にひかれそうになった。何回か, このような場面に遭遇した。そこで尋ねてみると, 右折は何時でも可であるという。日本で, 左折は何時でも可であるという状態を思い浮べて欲しい。当然の如く事故になるであろう。それが北京では認められているという。信じられなかったが, 嘘ではなかった。道路交通管理暫定規則第6条(一)の規定である。そこに, 「右折車両…は, 黄信号あるいは赤信号がつくとき, 青信号により進行することができる」と書かれている。この規定は, 構造的に事故を生むものとはいえないか。北京における交通事故の原因は, 調査できなかった。従って, 右折車両と事故の因果関係は定かではないが, 実体験からすると上記の規定を変えることによって何割かは事故が減少するように思える。

#### ——男女平等

1982年憲法は, 第48条1項で, 「中華人民共和国の

婦人は、政治、経済、文化、社会、家庭およびその他の各生活分野で、男子と平等の権利を共有する。」と規定している。日本国憲法第14条1項も性差別を禁じているが、現実には様々なところで男女差別が残存している（拙稿「国公立女子大学の憲法適合性——高等教育における差別——」横浜経営研究5巻1号95頁以下〔1984年〕参照）。1949年以前は日本と同様男尊女卑思想に支配されていた中国で、今日、憲法の条文通り男女差別は無くなっているのではあるか。

確かに、北京で、社会生活への女性の進出は日常的出来事であった。日本でならニュースになるであろうバスやタクシーの女性運転手も、何らニュースではない日常的存在である。友誼貧館の私の部屋に遊びに来た女子学生が、妻に「仕事は何をしているんですか」といきなり尋ねた。彼女は、「家にいますよ」と答えた。すると、その学生は私に「先生、男女差別です」と言った。この会話にみられるように、中国においては、夫婦共働きが普通である。しかし、結婚した女性が勤めに出ることが男女平等で、家に居ることが男女差別ということではない。勿論、男女平等原則の下で、「男は外に、女は内に」という男女役割分担論は正当性をもたない。それでは、「男は内に、女は外に」や「男も外に、女も外に」ならば正当性をもちうるのかといえば、そうではない。男女平等原則から導きだされるのは、男女の役割に関する定型的な固定観念を押しつけてはならないということである。従って、女性が外に働きに行くことも禁じられないのである。「禁じない」という消極的立場の堅持では、男女平等の実現にとって不十分である。女性が働く条件が整っていることも重要な要件である。つまり、職場における男女平等である。就業の機会、労働条件、賃金において性に基ついた差別の禁止。この点で、法制度の上では中国はわが国よりも進んでいる。

中国で夫婦共働きが通常形態であるのは、男女平等のイデオロギーに基づいてという以上に、生活上の必要のためであるように思われる。例えば、大学の教授の給与を見ても、そのことが言える。中国で教育に携わる者の給与は安い。教育には収益性がないと考えられているからである。驚いたことに、50歳の大学教授の給与が、外資系ホテルの20歳代のウェイトレスの給与よりも安いのである。生活のため、少しでも良い生活をするためには妻も働くことが必要なのである。

中国における男女平等の証として、男性が炊事をす

ることも挙げられそうである。中国では、「男は外に、女は内に」という役割分担がみられないと同時に、男女の能力に関する推定、すなわち、「家庭内の仕事に対する男性の能力は低く、家庭外の仕事に対する女性の能力は低い」という推定も機能していないようである。しかし、これにも、男女平等の視点とは異なる現実的理由もあるようである。それは、早く家に帰った方が炊事をするというルールである。中国では、職場のなかに家がある。しかも、多くの場合夫の職場の寮の方に入居する。従って、妻は通勤時間がかかるが、夫の方は職場から数分で家に帰れる。そこで、炊事は早く帰宅する夫の仕事となるわけである。それ以外に、男性の方が料理が上手なこと、中華鍋が重たいことも理由として聞いた。その場合、後片付けは妻がやるのが普通だそうである。

女性の強さは、確かに目についた。男性と正に同等に口論している。腕力をふるうことは恥づかしいこととされている中国では、喧嘩は口喧嘩である（普通の会話も、トーンが高く、早口なので、私には喧嘩をしているように聞こえたが）。女性だからおとなしくということとは、決してない。私が眼の当りにしたことから一例をひいてみよう。

バスに乗ると、乗車券はバスのなかで乗車地点と降車地点を乗車券に自己申告して購入する（私は面倒なので、バスの定期券である月票〔ユエ・ピャオ〕というのを購入した。区内路線と郊外路線両方に乗れるもので5元であった。月票の特徴は、写真を貼ることと、有効期間が買った日から1カ月ではなくて、10月なら10月末日までとなっている点である）。バスは大変混んでいる。バスは、2両連結か1両である。1両に1人の乗務員がいる。1人の乗務員が、すべての乗客の乗車地点を覚えていることは至難の術である。運賃（距離制であり、区内の場合0.5角から3角までの料金であった。）を払わずに降りてしまう者もいる。乗車地点に関し嘘をつく者も、当然出てくる。乗務員の目付は険しい。ある時、女性乗務員が混雑にまぎれて無賃で降りようとした男性を見つけた。乗務員は、何を言っているか私には分からないが、捲くし立てる。違反者の方も、悪びれた所がなく、しきりと抗弁している。素直に謝ることはない。乗客は、ニヤニヤ笑いながらこの光景を見ている。違反者が違反金（1角の運賃のところ、その10倍の1元とられていた）を払うまで、バスは10分間そこに止まったままであった。こ



れは、片や服務員で片や違反者という立場の違いがあった特別の場合であるというわけではない。男性と女性が口論をしていて、女性であるから黙ってしまうとか、引き退るといったことはない。車と女性の歩行者とが接触しそうになった。私が見ていて、歩行者の方が悪い。運転手が怒鳴る。しかし、歩行者は、謝るでもなく、何か言い返している。

強さの点でも、法制度の点でも、中国社会は、今日、わが国以上に男女平等社会であると言えるようである。しかし、その中国でも、性差別は根絶されてはいなかったのである。人々、とりわけ男性の深層（浅層かもしれないが）心理における差別意識の問題以前に、制度上差別が残っていた。それは、男女別定年制の存在である。

あるとき、男性の定年は60歳であるが女性の定年は55歳であると聞かされた。わが国よりも男女平等が実際に進んでいると感じていた私にとって、中国の男女別定年制は全く意外であった。何人かの憲法の先生に、男女別定年制は憲法第48条違反ではないかと質問した。一様に、そして女性の先生からも、男女の生理的差異が理由であると説明された。ここに、あらゆる性差別を許してしまう性差論が生きていた。若干の論争を挑んだ。わが国でさえ、男子60歳、女子55歳と定年を定めた就業規則は民法90条により然効であると判示されている（日産自動車男女別定年制事件、最大判昭和56年3月24日民集35巻2号300頁）。この点では、わが国の方が進んでいる。生理的差異が社会的差異を直ちに正当化するものではないこと；もし生理的差異が性差別の正当化理由になるのであれば、全ての性差別が是認されてしまうこと；性差ではなく、個人差の問題であることを主張した。中国が真の男女平等を実現していくためには、やはり、観念的・抽象的考察から脱却することが必要である。このような性差論が通ってしまうならば、人々の差別意識に基づいた現実の差別を払拭することは不可能であろう。

人々の意識の中の男性優位論、役割分担論は、今日もなお、存在していた。例えば、763名の女性に対するアンケート結果によると、その73%が高等教育を受けること、仕事を見つけること、そしてプロとしてあることを達成する機会が男性よりも少ないと感じている。伝統的な性差別が、やはり、女性が社会において大きな役割を果たすことを阻止している（China Daily 1987年12月26日）。中華全国总工会（労働組合）が約

600企業を調査したところによると、1987年前半だけで17,000人の女性が職を失ったり、降格、配転されている。その原因は、都市経済体制改革による工場長責任制の実施で、経営側が優秀な人材を選択して雇えるようになったことによる（China Daily 1987年11月25日）。女性が、その犠牲となったということである。

わが国の民法は、夫婦同一氏の原則を定めている（民法第750条）。婚氏選定の規定自体は性差別規定ではないが、実際には、婚姻によって氏を変えるのはほとんどが妻である。女性の社会進出とともに、夫婦別氏あるいは同一氏が別紙かの選択の自由を認める制度への改正を求める声が上がっている。中国は、夫婦別氏である。（婚姻法第10条）わが国の近時の議論からすると、女性の社会進出という点で中国の方が好ましいといえよう。しかし、その中国でも、子供は父の姓、母の姓のどちらを名のすることも自由である（同第16条）にもかかわらず、実際には生まれた子は夫の氏を継承するのが圧倒的に多いそうである。ここにも、潜在的な男性優位の意識がみられはしまいか。

性差別の歴史は長く、男女平等の歴史は新しい。憲法や法律で性差別を禁じても、それだけでは男女平等が実現したとはいえない。人々の意識の中から性差別を払拭しなければならない。それは、わが国でもそうであるが、中国でも長い時間がかかるようである。

### — 帰国の途へ

北京は、何しろ広かった。観光名所へ行くまでも遠足であったが、そこへ着いてからも遠足であった。3日間通って、漸く全部見ることのできた故宮。景山公園から見た故宮の全景。2度行き、男坂も女坂も征服した万里の長城。円明園の廃虚で観た仲秋の名月。人で溢れかえる国慶節前後の天安門広場。3度（うち1度は九州大学の先生方と）行った天壇公園。学生達とハイキングした紅葉の香山。北京動物園のパンダ。「紅樓夢」を撮影していた北京撮影所。アジア一の規模を誇る新・北京図書館の開館。一面氷結した湖を渡った北海公園・陶然亭公園。300席のひな壇が設置できる舞台と3層9700余の席の万人大会堂を収めた人民大会堂。元旦に30元（中国人は10元）払って登った天安門。入場料が無料という毛主席記念堂。etc. 大同の雲崗石窟、断崖の壁面に建てられた懸空寺、そして

中国最大の大きさを誇る九竜壁。そして圧巻は、何と  
いっても西安の秦始皇帝兵馬俑博物館。

北京は、空も広がった。電線がないし、高層建物が  
たてこんでいないので、空の広さを実感した。空気は  
乾燥しており、雪もサラサラしていて、風さえなけれ  
ば寒さも（勿論、横浜の比ではないが）背筋が伸びる  
感じで良かった。大気汚染が発生しているとはいえ、  
東京よりは空も青かった。

中国は、「我」の社会であった。個が埋没してしま  
う日本の集団社会とは違う。個が確立している。中国  
は、また、人脈の社会であった。何よりも、顔馴染み  
になることが肝要である。そうすると、非常に融通が  
きく。服務員の態度も、サービスも良くなる。笑顔  
も、投げかけてくれる。

1988年1月30日、多くの触れあいと思い出をつめて  
北京を飛び立ち、香港を経由して、2月3日帰国。横  
浜に午後11時過ぎに着く。私が北京から寒さを連れて  
帰国してしまったのか、横浜は節分を境に暖冬から厳  
寒の日々となってしまった。

我儘な私が4カ月半の北京生活を曲形にも果たすこ  
とができたのは、李徳主任をはじめとするセンターの

中国側関係者の皆様、林四郎主任教授をはじめとする  
日本側の講師の先生方のお陰である。大使館の大和滋  
雄氏や太田茂氏、雑誌『人民中国』記者の金田直次郎  
氏（本学部の臼井功教授の義弟）、北京大学の呉撤英  
教授、政法大学の董播輿教授、戦憲斌助教授、華夏助  
手、中国社会科学院・法学研究所の陳雲生研究員、干  
敏研究員。10月の末から11月初めにかけて北京に來ら  
れた九州大学法学部の近藤昭三学部長・高林秀雄教授  
・徳本 鎮教授・菊池高志教授・高見勝利教授・今里  
滋助教授並びに愛知大学の浅井敦教授、そして同じ頃  
中国に來られた平野龍一先生御夫妻。最初の1カ月半  
はカルチャーショックで苦しんだが、皆様のお陰で後  
半は楽しく北京生活を送ることができた。改めて、衷  
心からの謝意を表わしたい。深表感謝。

〔資料収集および翻訳について、私のゼミ生である  
常 来櫻さんの助力をえた。記して、感謝の意を  
表わしたい。〕

〔あおやぎ こういち 横浜国立大学経営学部助教授〕